

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 38 条第 1 項の規定により、市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可し、同条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項前段の規定に基づき公告したので、同法施行規則第 39 条第 3 項の規定により次のとおり掲示する。

令和 7 年 10 月 24 日

横浜市長 山 中 竹 春



公告の内容

横浜市公告第 617 号

市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第 1 項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 7 年 10 月 24 日

横浜市長 山 中 竹 春

1 組合の名称

関内駅前港町地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

令和 7 年 4 月 25 日から令和 15 年 3 月 31 日まで

3 施行地区

中区尾上町 2 丁目 23 番の 2、23 番の 4 の一部、25 番、26 番、27 番の 1 及び 27 番の 2 並びに真砂町 2 丁目 11 番の 2、12 番の 1、12 番の 2、13 番の 1、13 番の 2、14 番の 1、14 番の 2、15 番、16 番の 1 から 16 番の 3 まで、17 番の 1 から 17 番の 3 まで、18 番の 2、22 番、22 番の 1、22 番の 2、23 番、24 番の 1、24 番の 2、26 番、27 番及び 3 丁目 33 番の 2 の一部並びに港町 2 丁目 3 番の 2、3 番の 4、6 番、7 番、8 番の 1、8 番の 2、9 番及び 3 丁目 10 番の 2 の一部

4 事務所の所在地

中区港町 2 丁目 9 番地

5 設立認可の年月日

令和 7 年 4 月 25 日

6 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
事業施行期間	令和 7 年 4 月 25 日から 令和 15 年 3 月 31 日まで	令和 7 年 4 月 25 日から 令和 16 年 3 月 31 日まで

7 定款及び事業計画変更の認可年月日

令和 7 年 10 月 24 日